

3.1.2 決定論的安全評価

決定論的安全評価は、第 5 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評価をする必要がなく、第 4 回及び第 5 回届出書の評価結果を改訂する必要はない。